

2024年度 運輸安全報告書

東洋バス株式会社

— 目 次 —

- 1、 輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）
- 2、 輸送の安全に関する目標（安全目標）及び目標の達成状況
- 3、 事故に関する統計
- 4、 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- 5、 輸送の安全に係る情報の伝達体制、その他の組織体制
- 6、 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- 7、 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置
及び講じようとする措置
- 8、 安全管理規定
- 9、 安全統括管理者

2025年5月12日

2024年度運輸安全マネジメントに関する取り組み

東洋バス株式会社

東洋バス株式会社では、道路運送法令の「運輸マネジメント」に基づき輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報を以下のとおり公表し、全社員が一丸となって「輸送の安全・安心」に取り組んで参ります。

1、輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）

当社における輸送の安全に関する基本的な方針は次の通りです。

《安全方針》

(1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たして参ります。又、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させます。

(2) 当社は、輸送の安全に関する「計画の策定・実行・チェック・改善（Plan：Do：Check：Act）」を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行するほか、絶えず輸送の安全性の向上に努めて参ります。又、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2、輸送の安全に関する目標（安全目標）及び目標の達成状況

	2024年度目標と達成状況			2025年度目標
	実績	目標	目標比	
乗合	29	20	9	20
貸切	0	0	0	0
特定	0	0	0	0
合計	29	20	9	20

★2025年度の事故件数の目標は、前年度比9件減少（マイナス31.1%）を目標とする。

《重点施策》

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関連法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は、予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを確実に実行いたします。

3、事故に関する統計

* 2024年4月1日～2025年3月31日までの期間、当社における自動車事故報告規則第2条に規定する事故はありませんでした。

4、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- (1) 当社は、輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を策定いたします。
- (2) 計画の作成に当たっては、以下の点を考慮すること等により、現状の問題点を把握し、より輸送の安全の確保の資する改善効果の高いものにします。
 - ① 自社の人材、車両、施設、交通の状況等の現状を把握します。
 - ② 過去の事故、過去の計画の実施状況を踏まえたものにします。
 - ③ 運転者の声を汲み上げるなど、現場を踏まえたものにします。

(長会議)

毎月一度、安全統括管理者が主催し、月毎の安全に係る課題の抽出その対応策の策定と進捗に関する話し合いをします。

(営業所内ミーティング)

毎月一度、営業所長が主催し、月毎の事故結果、運転士からの声を検証することで、状況確認をし輸送の安全に向けた改善策の話し合いをします。

(安全運動)

- 春の全国交通安全運動（4月）
- 夏季輸送安全総点検（7・8月）
- 秋の全国交通安全運動（11月）
- 年末年始輸送安全総点検（12・1月）

(その他)

- 日本バス協会貸切バス安全評価認定取得（2016年 {☆} 取得）
- 日本バス協会貸切バス安全評価認定取得（2018年 {☆☆} 取得）
- 日本バス協会貸切バス安全評価認定取得（2020年 {☆☆☆} 取得）
- 日本バス協会貸切バス安全評価認定取得（2025年 {☆☆☆} 更新）
有効期間 2029.03.31

5、輸送の安全に係る情報の伝達体制、その他の組織体制

別表1 「安全管理体制組織図」 参照

別表2 「事故・災害時等に関する管理体制」 参照

6、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- (1) 運行管理者・運行管理補助者は、2年に1回 運行管理者一般講習を受講しています。
- (2) 運転適性診断やドラレコ、デジタルタコグラフを活用した教育を実施。
- (3) 外部機関が開催する運行管理者講習や安全マネジメントセミナーなどに積極的に参加しています。
- (4) 全運転士に対して行う指導及び監督指針（国土交通省告示1676号）に基づき、全乗務員に対して教育指導を実施しています。
- (5) 防災訓練や普通救命講習を実施するなど防災教育に取り組んでいます。
- (6) 初任運転者に対する特別な指導（座学・実技）を実施しています。
 - A 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
 - B 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
 - C 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項
 - D 危険の予測及び回避
 - E 安全の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な方法
 - F ドライブレコーダーの記録を活用した運転特性の把握と是正

上記6項目について座学講習として10時間以上実施

- * 運転実技指導 20時間以上
指導歴3年以上の運転士が添乗により、主に運行する経路
（高速道路・坂道・狭隘路・市街地）等で実施

《その他安全に関する実施事項》

- (1) 点呼体制の充実を図ります。
- (2) 定期健康診断結果を活用し健康について指導を実施します。
- (3) 乗客のウイルス感染予防策、併せて乗務員健康管理のため車内消毒
車内換気について引き続き徹底します。

7、輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき 講じた措置及び講じようとする措置

当社は、安全マネジメントの実施状況を点検するため、適切な時期を
定めて輸送の安全に関し、内部監査を年1回以上実施いたします。

8、安全管理規定

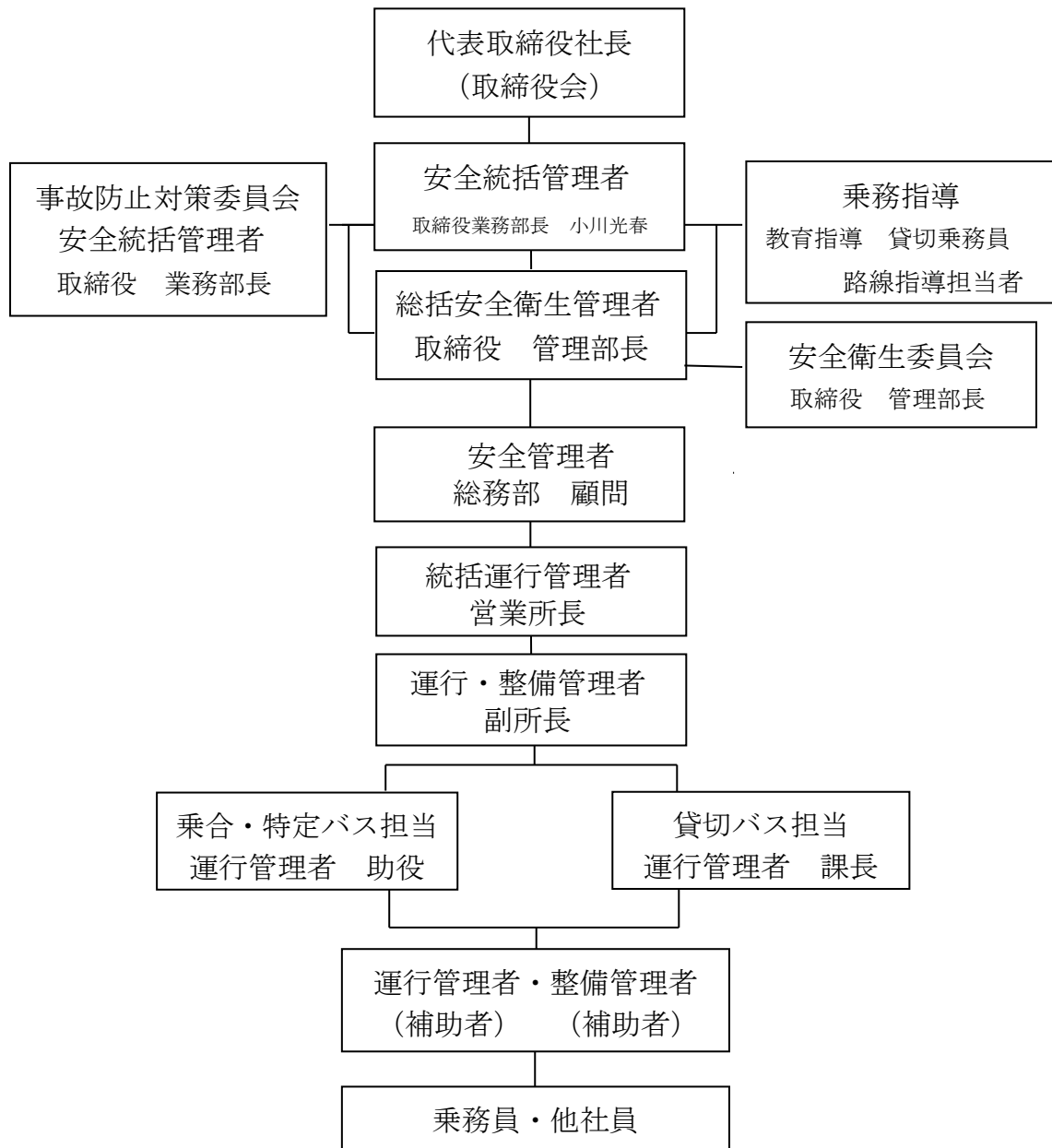
ホームページ(安全への取り組み)にて「安全管理規定」掲載

9、安全統括管理者

取締役業務部長 小川 光春

別表 1

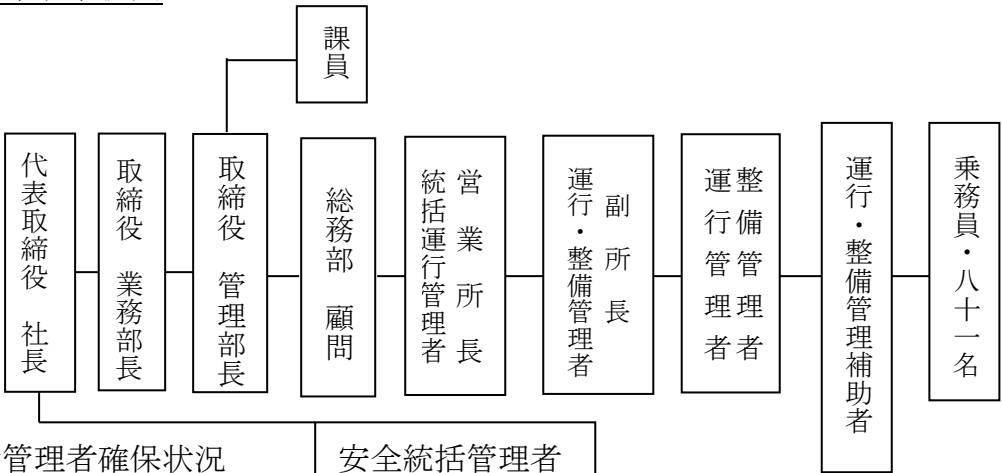
安全管理体制組織図



別表 2

事故・災害時等に関する管理体制

1. 指揮命令系統図



2. 運行管理者確保状況

確保人数 : 10 名

配置車両数 : 86 両 (乗合 71、貸切 5、特定 10)

安全統括管理者

取締役業務部長 小川光春

3. 点呼実施体制

点呼担当者 : 統括運行管理者

運行管理者 10 名・補助者 3 名 整備管理者 11 名・補助者 2 名

点呼実施場所 : 千葉県八千代市村上 650-1 新山営業所、点呼場

4. 事故防止対策の教育指導体制

教育担当者 : 統括運行管理者、運行管理者

教育指導 : 教育指導担当・運行管理者・整備管理者 (事故防止及び安全運行)

5. 事故処理体制

